

会報

宮崎県建設業協会機関誌
Monthly Association Construction Industry NEWS



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP: <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail: info@miyazaki-kenkyo.or.jp

2010.9



平成21年度「土木の日」(高岡地区)

開催地: 綾小学校

参加機関・団体: 高岡土木事務所 高岡地区建設業協会ほか

No.431

目 次

◇平成22年9月行事予定	1
◇平成22年10月行事予定	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第5回常務理事会を開催	3
2. 口蹄疫防疫作業について副知事来協	4
3. 全建主催建設業社会貢献活動推進月間 中央行事において口蹄疫対策で功労者表彰	4
4. 建設工事標準請負契約約款の実施について	5
5. 県営国民宿舎等の指定管理者募集のお知らせ	7
6. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ	7
7. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内	8
8. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～	9
◇雇用改善コーナー	
1. 建設教育訓練助成金のご案内	10
2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	10
◇技 士 会	
1. 平成22年度1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	11
2. 平成22年度土木施工管理技術検定試験 2級「模擬」試験受験準備講習会（ご案内）	12
3. CPDS（継続学習）制度について!!	12
4. 2回目の『監理技術者の講習会』終わる	13
◇建 退 共	
1. 建退共加入の共済契約者の皆様へ	14
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	15
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（7月分）	15
◇建 災 防	
1. 平成22年度全国労働衛生週間（第61回）	16
◇火薬協会	
1. 平成22年火薬類による事故について	17
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（7月分）	18
2. 下請債権保全支援事業～手形債権保証・買取のご案内～	19
◇建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 建設共済加入促進月間開催間近!!	21

平成22年 9 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水	宮崎県建設業協会第2回リーダー 育成研修会（宮崎）	基金 総合監査	火薬巡回指導員委嘱式・研修会
2	木	全国建設業協会総合企画検討WG （東京）	車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（3日まで清武）	
3	金	宮崎県建設業協会建築委員会と県 土整備部との意見交換会 新分野進出セミナー（4日まで延岡） 1級土木実地講習会（4日まで） 県議会9月定例議会開会		
4	土			
5	⑥			
6	月	九州技士会事務局長会議（福岡）		
7	火	宮崎県建設業協会常務理事会 県土整備部との意見交換会		
8	水		職長・安全衛生責任者教育 （9日まで木花）	
9	木	九州建設業協会専務・事務局長会 議（熊本）		火薬保安講習（日向）
10	金	1級土木（実地）講習会 （11日まで）	不整地運搬車運転技能講習 （12日まで清武）	
11	土			
12	⑦	平成22年度上期1・2級建設業経 理検定試験（宮崎大学）		
13	月			
14	火			
15	水		基金第2回代議員会 石綿取扱い作業従事者特別教育 （清武）	
16	木	全国建設業協会正・副会長会議、 理事会（東京） 宮崎県建設業協会第3回リーダー 育成研修会（宮崎）	雇用管理研修（高鍋） 基金納入告知書発送	火薬保安講習（宮崎）
17	金	新分野進出セミナー（18日まで宮崎） 2級土木実力テスト（18日まで宮崎）	振動工具取扱作業従事者安全衛生 教育（清武）	
18	土			
19	⑧			
20	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
21	火			
22	水			
23	木	秋分の日	秋分の日	秋分の日
24	金			
25	土			
26	⑨			
27	月	宮崎県建設業協会3級建設業経 理事務士特別研修（29日まで宮崎）	建退共新システム運用開始日	
28	火		低圧電気取扱い業務特別教育（延岡）	
29	水		低層足場先行工法研修（木花）	
30	木	全国建設産業団体連合会全国府県 会長会議（栃木県）		火薬保安講習（延岡）

平成22年10月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（2日まで清武）	
2	土			
3	⑩	1級土木（実地）試験（福岡市）		
4	月			
5	火		専門工事業危険・有害性等の調査 等マニュアル作成研修会（木花）	
6	水		基金企業年金連合会九州地方協議会 第2回役職員講習会	
7	木		足場作業主任者能力向上教育（木花）	
8	金			火薬知事試験合格者発表
9	土			
10	⑩			
11	月	体育の日	体育の日	体育の日
12	火			
13	水			
14	木	九州ブロック校長会（佐賀県）	基金九州厚生局監査 基金企業年金連合会年金実務研修（東京） 車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（15日まで清武）	
15	金			
16	土			
17	⑩			
18	月	就業体験：インターンシップ （21日まで宮崎工業高校）	基金納入告知書発送	
19	火	就業体験：インターンシップ （22日まで日向工業高校）		
20	水			九州各県建設業協同組合研修会（熊本）
21	木		全国建設業労働災害防止大会 （22日まで宮城） 基金企業年金連合会企業年金トッ プセミナー（宮崎）	
22	金			
23	土			
24	⑩	2級土木試験		
25	月			
26	火	雇用改善建設現場等見学会 （宮崎農業高校）	低圧電気取扱い業務特別教育 （清武）	
27	水	九州建設業協会地域・定例懇談会（熊本）		
28	木			火薬保安講習（高千穂）
29	金		基金宮崎部会連絡打合せ会・研修会 高所作業車運転技能講習 （31日まで清武）	
30	土			
31	⑩			

県協会 会員の動き

（8月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

地区（市）名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
東 諸	(株) トクホ建設	代表者	漆 島 修 三	漆 島 栄一郎
小 林	(株) 大 浦 建 設	代表者	大 浦 辰 夫	大 浦 祐 治
日 向	(有) 谷 村 組	代表者	谷 村 敏 行	谷 村 道 子

【退 会】

地区（市）名	会 社 名	代 表 者 名
東 諸	大 成 重 機	外 山 節 生

宮崎県建設業協会

1. 第5回常務理事会を開催

平成22年8月3日（火）午後2時20分、県建設会館2階「委員会室」において開催され、永野会長が挨拶の中で、県を代表して河野副知事から口蹄疫防疫対策への支援活動に対する深甚なる御礼の謝礼があったこと、また、その後、県土整備部の管理課長から平成22年度第1四半期の入札状況の説明があり、技術企画課長からは、単価抜き設計書の表示項目を追加する旨の説明があったことの報告がなされた。

また、先般7月27日、東京の経団連会館で開催の建設業社会貢献活動推進月間の中央行事において口蹄疫防疫対策への防疫活動により、全国建設業協会長から埋却作業に従事された各地区協会長一人一人に表彰状が手渡され、代表で事例発表を行なったことを報告（次頁参照）し、「終息した後、口蹄疫防疫対策への支援活動に想うと題して、マスコミにアピールしていきたい。」と提言がなされた。

議題については次のとおりである。

議題1「防災協定に係る「広域的な協力体制」について」は、資料により説明がなされ、各地区協会の協力体制のみならず、広域的な協力体制の整備を図り県当局へ報告・要請していきたいと説明した。

協議の結果、全会一致で了承され、県協会員で広域的な組織体制を整備していくこととなった。また、各地区協会へ持ち帰り役員会等で説明をすること、また文書で協力体制整備をお願いすることとなった。

議題2「口蹄疫防疫対策への支援活動に対する評価について」は、先般各地区協会の協力を頂き一覧表に取りまとめた資料で説明した。口蹄疫の評価については、様々な意見が交わされ、次回へ持ち越しとなった。

議題3「国・県に対する要望事項について」は、8月27日自民党県連主催の政策懇談会が開催予定であるが、要望書の提出が8月17日までであるので、昨年要望した事項並びに復興対策会議での資料を併せて説明し、特に要望したい事項があれば提案してほしい旨要請した。

議題4「次回常務理事会の開催期日について」は、9月7日（火）開催と決まり、県土整備部との意見交換会をあわせて行なう事となった。以上、すべての議題を協議し終了した。



2. 口蹄疫防疫作業について副知事来協

宮崎県の河野俊嗣副知事は去る3日、社団法人宮崎県建設業協会（永野征四郎会長）の事務局を訪れ、今般の口蹄疫被害拡大防止に努めた建設業界の応援態勢に対し、御礼の言葉を述べた。また同日、宮崎県県土整備部の児玉宏紀部長が高鍋地区建設業協会を訪れ、同様に御礼の言葉を述べた。

河野副知事は、昼夜兼行で作業に取り組んだ建設業の応援態勢や、埋却作業に従事したオペレーターの技能の素晴らしさ等に対して謝辞を述べた。

それに対して、永野会長は「県民の安全・安心な生活を守るため、非常事態時に最前線で活動することは、建設業者の義務だと認識しております」と述べたのち、「本県の経済復興に向けて頑張ってください」と話した。

処分頭数29万頭という、過去に例を見ない被害を本県にもたらした家畜伝染病「口蹄疫」。被害の拡大をなんとか食い止めようと、宮崎県建設業協会と地区協会では、発生当初より資機材及び人員をフルに動員し、埋却作業や消毒作業に従事してきた。その結果、先月27日をもって口蹄疫「非常事態宣言」は解除に至った。



3. 全建主催建設業社会貢献活動推進月間中央行事において口蹄疫対策で功労者表彰

全国建設業協会（会長浅沼健一）が7月27日に経団連会館で開催した「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」の功労者表彰で、宮崎県建設業協会と6支部が表彰を受けた。

表彰事由は、今回の口蹄疫問題で殺処分された家畜の埋却作業に昼夜を問わず防疫作業に取り組んだことが特別に評価された。

表彰式には、陣頭指揮をとった永野征四郎県協会長、河野宏介高鍋地区協会長らが出席。浅沼会長から表彰を授与し、永野会長が「口蹄疫防疫対策への支援活動に想う」と題して事例発表を行った。



受賞協会名	
(社)宮崎県建設業協会	(永 野 征四郎 会長)
高鍋地区建設業協会	(河 野 宏 介 会長)
西都地区建設業協会	(仁 科 俊一郎 会長)
小林地区建設業協会	(淵 上 鉄 一 会長)
宮崎地区建設業協会	(川 上 淳 会長)
日向地区建設業協会	(甲 斐 英 伸 会長)
東諸地区建設業協会	(林 正 和 会長)

4. 建設工事標準請負契約約款の実施について

標記については、中央建設業審議会において、平成22年4月より契約取引の対等性の確保を図る観点から、契約約款の改正について審議が行われ、このたび中央建設業審議会より7月26日に改正された旨別添のとおり勧告がありましたので、通知いたします。

建設工事標準請負契約約款の実施について

中央建設業審議会会長
平井 宜雄

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、（乙）（昭和26年2月14日中央建設業審議会決定）及び建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じております。

これらの課題に対処するためには、書面による契約の促進や法令遵守の徹底等を図るとともに、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間で責任・費用が適切に分担されるようにすることが重要であります。

このため、当審議会においては、平成22年4月より、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図る観点から、同約款の改正に向けて審議を行ってきましたが、このたび、各約款を別添のとおり大幅に改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

1. 各約款共通の主な改正事項

- (1) 発注者を「甲」、請負者を「乙」とする呼称は、発注者が受注者に優位するとの印象を与えているおそれがあるため、「甲」・「乙」の略称表記を廃止し、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、（乙）においては、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と、建設工事標準下請契約約款においては、「甲」を「元請負人」、「乙」を「下請負人」と表記する。
- (2) 発注者と受注者とが対等な立場に立って協議し、建設工事における紛争の未然防止や迅速な解決を図るため、受発注者間の協議の段階から、公正・中立な第三者（調停人）を活用することができる規定を新設する。

2. 公共工事標準請負契約約款の主な改正事項

- (1) 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設する。（第10条関係）

-
- (2) 受発注者間の対等性を確保する観点から、工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨明確化する。(第21条関係)
 - (3) 公共工事からの暴力団等の排除のため、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員である場合等を新たに追加する。(第47条関係)

3. 民間建設工事標準請負契約約款（甲）の主な改正事項

- (1) 現在民間建築工事において広く利用されている民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款との整合を図る観点から、規定内容の抜本的な充実を図る。
- (2) 工事の出来高に応じた請負代金の支払いを促進するため、「民間建設工事請負契約書」の「支払方法」について、出来高に応じた支払いとすることを例示する。(民間建設工事請負契約書)
- (3) 契約当事者間の協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨の規定を新設する。(第1条関係)
- (4) 善管注意義務を尽くしても生じた第三者損害及び契約目的物に基づく日照障害、風害、電波障害等により生じた第三者損害について、発注者が費用を負担する旨明確化する。(第19条関係)

4. 民間建設工事標準請負契約約款（乙）の主な改正事項

- (1) 個人発注者が未着工の段階で高い割合の前払金を支払い、請負者の倒産により大きな損害を被る事例があることにかんがみ、消費者である個人発注者の保護のため、工事の出来高に比べて過度な支払いとならないよう、「民間建設工事請負契約書」の「支払方法」について、契約後の標準的な代金の支払割合を例示する。(民間建設工事請負契約書)
- (2) 契約当事者間の協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨の規定を新設する。(第1条関係)(民間建設工事標準請負契約約款（甲）と同様の改正)

5. 建設工事標準下請契約約款の主な改正事項

- (1) 元請負人が発注者から請け負った工事の全体工期をもって下請契約の工期としている事例があることから、下請契約においては、下請負人が実質的に工事を施工する期間を記載するよう、「建設工事下請契約書」の「工期」について、工期は下請負人の施工期間とすべきことを明確化する。(建設工事下請契約書)
- (2) 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり、現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設する。(第10条関係)(公共工事標準請負契約約款と同様の改正)

5. 県営国民宿舎等の指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆さまに御利用いただいている県営国民宿舎等の施設を、平成23年4月から管理運営していただく指定管理者を募集しています。

指定管理者制度は、県が設置した「公の施設」について、民間のアイデアや能力を活用しつつ、県民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、平成18年度から導入しているものです。

多くの企業等の皆様からの積極的な応募、お問い合わせをお待ちしております。

【問い合わせ先】観光推進課 総務計画担当 TEL：(0985) 26-7104 FAX：(0985) 26-7327

E-mail：kankosuishin@pref.miyazaki.lg.jp

【県ホームページ】http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyousei/shitei_kanri/

番号	公の施設の名称・所在地	募集期間・現地説明会・問い合わせ先	
1	県営国民宿舎えびの高原荘 (えびの市)	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 (※) (5年間)
		募 集 期 間	平成22年7月28日 (水)～9月27日 (月) (※)
	県営えびの高原スポーツレクリエーション施設 (えびの市)	現 地 説 明 会	平成22年8月10日 (火) 午前9時～ (※) 会場：えびの高原荘 8月9日 (月) までに参加申込みが必要です。
2	県営国民宿舎高千穂荘 (高千穂町)	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 (※) (5年間)
		募 集 期 間	平成22年7月28日 (水)～9月27日 (月) (※)
		現 地 説 明 会	平成22年8月11日 (水) 午前9時～ (※) 会場：高千穂荘 8月9日 (月) までに参加申込みが必要です。

※ 期間や日時は変更になる場合がありますので、詳細は、お問い合わせください。

6. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆さまの福祉を増進することを目的に県が設置した「公の施設」について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成18年度から指定管理者制度を導入し、県が指定した管理者（指定管理者）に管理業務を行っていただいております。（ただし、県が直接管理する施設は除きます。）

このたび、指定期間が平成22年度末に満了することに伴い、以下の施設について23年度からの管理業務をお願いする指定管理者を新たに募集いたします。法人その他の団体（個人は除く）であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

具体的な募集情報は、各施設所管課にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】指定管理者制度について 県行政経営課 組織・行革担当 (0985) 32-4473

※各施設の募集情報の詳細は、以下施設所管課までお問い合わせください。

【県ホームページ】http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyosei/shitei_kanri/

番号	公の施設の名称・所在地	募集期間・現地説明会・問い合わせ先	
1	県立芸術劇場 (宮崎市)	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成28年3月31日 (5年間)
		募 集 期 間	平成22年6月25日 (金)～平成22年9月10日 (金)
		現 地 説 明 会	平成22年7月9日 (金) 午後1時～ 会場：メディキット県民文化センター (県立芸術劇場) ※前日までに参加申込みが必要です。
		問 い 合 わ せ 先	文化文教・国際課 TEL：(0985) 26-7117 FAX：(0985) 32-0111 E-MAIL：bunkabunkyo-kokusai@pref.miyazaki.lg.jp
2	宮崎県総合農業試験場 亜熱帯作物支場 (エントランスガーデン及び トロピカルガーデンに限る) (日南市)	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成26年3月31日 (3年間)
		募 集 期 間	平成22年7月9日 (金)～平成22年9月10日 (金)
		現 地 説 明 会	平成22年7月26日 (月) 午前10時～12時 会場：トロピカルガーデン ※7月22日までに参加申込みが必要です。
		問 い 合 わ せ 先	農政企画課 TEL：(0985) 26-7123 FAX：(0985) 26-7307 E-MAIL：nouseikikaku@pref.miyazaki.lg.jp

7. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内

中小・中堅
建設業者の皆様へ

専門家による 情報提供・経営相談です

無料派遣

ワンストップサービスセンターのご案内



建設企業の方なら
どなたでもご利用
いただけます。

各都道府県等に設置する「建設業総合相談受付窓口」において経営相談を受け付けるとともに、ご希望に応じて、中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣します。

- 建設企業への助成金や支援制度を活用したい。
- 経営方針・経営戦略、資金調達などの相談をしたい。

建設企業の皆様に、以下のようなメニューをご用意しております。

● 支援メニュー

1. 情報提供

経営に関するさまざまな情報を満載！

新分野に進出したい、支援制度を知りたい、経営のヒントを知りたい、など経営の役に立つさまざまな情報をホームページでまとめて紹介しています。

ヨイケンセツドットコム

<http://www.yoi-kensetsu.com/>

ヨイケンセツドットコム

検索

2. 無料経営相談

専門家による無料の経営相談サービス

- 中小企業診断士、税理士等の経験豊富なアドバイザーが、貴社を訪問しご相談を伺います。経営方針、資金調達などの課題から、新分野（成長分野）進出など、将来を見すえた問題まで、幅広く丁寧にアドバイスいたします。

- **2回まで無料**でご利用いただけます。

（新分野（成長分野）進出に関する相談は、**4回まで無料**）

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。

● ご相談はこちらへ 無料経営相談の申込は裏面をご利用下さい。

■ (財)建設業振興基金 構造改善センター
TEL 03-5473-4572 / FAX 03-5473-4594

■ 各都道府県等の相談窓口(全国90カ所)については
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>
を御覧下さい。

8. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～

宮崎県中小企業融資制度のご案内

～ 中小企業の資金繰りを応援します ～

○通常の運転資金・設備資金を必要とする方は

経営安定貸付

融資対象者

通常の運転資金・設備資金を必要とする中小企業者及び組合

融資限度額 5,000万円(組合は8,000万円)

融資期間 設備資金10年(うち据置1年半)以内
運転資金7年(うち据置1年)以内

融資利率 年2.1%～年3.0%

保証料率 年0.45%～年1.65%

小規模企業経営安定貸付

融資対象者

1,250万円以内で運転資金、設備資金を必要とする小規模企業者

融資限度額 1,250万円(設備・運転資金の合計)

融資期間 7年(うち据置1年)以内

融資利率 年1.9%～年2.6%

保証料率 年0.40%～年1.85%

○比較的少額な資金を迅速に受けたい方等

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 比較的少額な資金を迅速に融資を受けたい中小企業者又は組合
- ② 「建設産業等地域力連携強化事業」による助言を受けた中小企業者等又は「建設産業支援対策事業」又は「建設産業育成総合対策事業」による補助金の交付を受けた建設業者

融資限度額 ①の場合: 500万円
②の場合: 1,500万円

融資期間 7年(うち据置1年)以内

融資利率 金融機関の所定金利(年5%以下)

保証料率 年0.40%～年0.65%

○売上や利益の減少に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

- ① 最近3ヶ月間の「平均売上高」または「平均販売数量」が、前年同期比又は2年前同期比3%以上減少している中小企業者又は組合
- ② 最近3ヶ月間の「平均売上総利益率」または「平均営業利益率」が、前年同期比3%以上減少している中小企業者又は組合
- ③ 国が指定する大型倒産企業に50万円以上の売掛債権等をもっている中小企業者又は組合

※融資対象者であることについて市町村で認定を受ける必要があります。認定申請に必要な書類は、認定要件(売上高、利益率等)が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額

設備資金 5,000万円(組合は8,000万円)

運転資金 3,000万円(組合は8,000万円)

融資期間 10年以内(うち据置2年以内)

融資利率 年1.8%～年2.3%

保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・ 借入申込書(保証協会又取扱金融機関の様式)
- ・ セーフティネット認定書
- ・ 市町村民税が完納されていることの証明書
- ・ 決算書、試算表、商業登記簿謄本等

お問い合わせは

宮崎県 商工政策課 金融対策室

☎0985-26-7097

雇用改善コーナー

1. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
①	認定訓練	第1種 (訓練経費)	中小建設事業主等が都道府県から認定訓練助成事業費補助金(運営費)又は広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用・能力開発機構からキャリア形成促進助成金を受けて、雇用する建設労働者に勤務扱いで認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
②	技能実習	第2種 (実習・受講経費)	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、又は、登録教習機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成
③	通信教育訓練	第2種 (受講経費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成
④	就業機会確保事業教育訓練	第2種 (訓練経費)	建設業務労働者就業機会確保事業の認定を受けた建設業の事業主団体が、送出事業に係る建設労働者のために就業機会確保事業教育訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで就業機会確保事業教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
⑤	受講援助	第3種 (旅費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に三田建設技能研修センター(兵庫県三田市)又は富士教育訓練センター(静岡県富士宮市)が実施する職業訓練を受講させた場合、旅費の一部を助成
	職業訓練推進	第3種 (運営費)	要件を具備する職業訓練法人が広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施した場合、運営費の一部を助成
	施設等設置整備	第3種 (設置整備費)	要件を具備する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行った場合、経費の一部を助成 注：用途変更禁止期間が設定されます。

2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
⑥	建設事業主雇用改善推進助成金	(事業費) 中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注：中小建設事業主以外の建設事業主が関係請負人の雇用改善を図るために事業を実施した場合に、対象となる助成金もございます。	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

— お問い合わせ —

独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センター

TEL 0985-51-1511

仕事のエネルギーは、明るい職場から。

技 士 会

1. 平成22年度 1 級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

去る、平成22年7月4日（日）1 級土木施工管理技術検定「学科試験」が行われました。

その、実施結果について平成22年8月18日（水）に（財）全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。

なお、（財）全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jctc.jp/>）でも合格者受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

下表のとおり、受験予定者数の合計46,069人（前年度40,572人）に対して、当日の出席率86.2%（同86.0%）と前年度をいずれも上回っております。

ただし、合格者数は合計21,066（同17,762人）で、合格率53.0%と前年度の50.9%を2.1%上回っております。

福岡会場は、受験予定者数の7,018人（前年度6,103人）に対して、出席者数6,070人（同5,271人）でいずれも今回は多くなっておりますが、出席率86.5%（同86.4%）で前年度を僅かに上回っています。

合格者数は3,181人（同2,564人）で、合格率52.4%と前年度の48.6%を3.8%も上回っております。

平成22年度 1 級土木施工管理技術検定・学科試験実施結果表

平成22年7月4日実施

平成22年8月18日発表

試験地	受験予定者数	出席者数	出席率 (%)	合格者数	合格率 (%)
札幌	2,179	1,889	86.7	958	50.7
釧路	564	498	88.3	251	50.4
青森	870	750	86.2	399	53.2
仙台	3,241	2,794	86.2	1,498	53.6
東京	12,031	10,266	85.3	5,519	53.8
新潟	1,879	1,655	88.1	939	56.7
名古屋	5,317	4,599	86.5	2,521	54.8
大阪	6,935	5,942	85.7	3,006	50.6
岡山	1,463	1,283	87.7	659	51.4
広島	1,801	1,576	87.5	890	56.5
高松	1,687	1,505	89.2	880	58.5
福岡	7,018	6,070	86.5	3,181	52.4
那覇	1,084	906	83.6	365	40.3
計	46,069	39,733	86.2	21,066	53.0

栄 光 を つ か む に は 相 応 の 努 力 が 必 要

2. 平成22年度土木施工管理技術検定試験 2 級「模擬」 試験受験準備講習会（ご案内）

【CPDS 認定講習会】

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にあります。今こそ人材対策は重要な課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。

建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得されることが大切であります。

去る、7月21日～23日、7月28日～30日まで2級「学科」の受験準備講習会を終了しました。受講生の皆様は真剣に取り組んでいました。

つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率を更にアップするため「模擬試験」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようお願い申し上げます。

日	程	平成22年9月17日（金）～18日（土）2日間
時	間	9：00～17：00
場	所	宮崎県建設会館（宮崎市）
試 験	日	平成22年10月24日（日）（福岡市・鹿児島市）
問 合 せ		宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

3. CPDS（継続学習）制度について!!

最近の急激な科学技術の進展につれて、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

つまり、技術者の技術力は「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『CPDS（継続学習）』制度によって学習単位（ユニット）で評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1. CPDS（継続学習）制度の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2. CPDS（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事实務経験として換算
- ③ 技術検定の受験資格要件である実務経験年数の短縮

4. 2回目の『監理技術者の講習会』終わる

平成22年度第2回目の監理技術者講習会を去る、平成22年8月4日（水）に宮崎市学園木花台の「宮崎県職業能力開発協会」ホールで開催されました。

多数の方々が受講されました。

「CPDS認定」

平成22年度 2回目の管理技術者講習（於：職業能力開発協会）



1) 監理技術者講習は、平成16年3月1日から建設業法の一部改正により、公共事業に専任で配置される監理技術者は『監理技術者資格者証』の交付を受けている方で、なお、かつ、国土交通省大臣に登録された監理技術者講習を受講していなければならない。

（土木施工管理技士会が開催している『監理技術者講習』は国土交通大臣の登録を受けて実施するものです）

2) 法改正により、講習修了後に「修了試験」を実施するようになりました。

3) 今後は、『監理技術者資格者証』と講習会での『講習修了証』の2枚が必要になり公共事業の現場には携帯しなければなりません。

4) 今回受講された方の修了有効期間は「5年間」となります。

5) CPDS（継続学習）の認定講習でこの講習に限って「12ユニット」であります。

次回の第3回講習会は平成22年11月17日（水）に開催いたします。

* お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985～31～4696）

栄 光 を つ か む に は 相 応 の 努 力 が 必 要

建 退 共

1. 建退共加入の共済契約者の皆様へ

平成22年9月27日（月）より 各種申請書が変更になります。

退職金請求書をはじめとする各種申請書を、上記の期日より変更いたしますので、変更期日以降ご提出いただく各種申請書につきましては新様式をご利用頂きますようお願い申し上げます。上記の期日以降に旧様式の申請書を提出されますと受け付けられない場合もございますのでご注意ください。

◎新様式は…

- ①建退共ホームページからダウンロードしていただく。
- ②各地区の建設業協会の窓口で受け取る。（宮崎・日南・串間を除く）
- ③建退共宮崎県支部の窓口で受け取る。

◎新様式は単票様式となります。申請書は一枚のみ送付してください。

◎変更後は『事業主控え』に代わる『受付票』をお渡しいたします。

なお、退職金請求書につきましては、建退共本部より直接、共済者の皆様へ送付予定となっております。

◇建退共ホームページへのアプローチは◇

建退共ホームページ <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>

または検索に **建 退 共** と入れてください。

◇ご不明な点がございましたら、建退共宮崎県支部までご連絡ください◇

tel 0985-20-8867 fax 0985-20-8889

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 済 契 約 者 数	被共済者数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (6月分)
6月末計		社 3,337	名 47,790	前年度累計		冊 374,141	件 41,565	千円 24,168,249	千円 110,419,983
加 入		4	82	当 月 分		740	146	99,792	49,526
脱 退		8	158	本 年 度 分		3,150	568	466,360	122,890
7月末計		3,333	47,714	累 計		377,291	42,133	24,634,609	110,542,873

注：掛金収納額は22.6月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（7月分）

1. 適 用

(平成22年7月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
351社	3,747	600	4,347

2. 給 付

裁定状況

(平成22年7月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	4	1,749,700	40	19,044,000
第2種退職年金	16	5,946,500	75	18,367,300
選択一時金	3	1,666,300	25	16,443,500
脱退一時金	23	3,586,600	84	14,244,700
遺族一時金	2	1,413,500	2	1,413,500

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成22年7月末現在)

信託資産	13,265,879,418 円
合 計	13,265,879,418 円

建 災 防

1. 平成22年度全国労働衛生週間（第61回）

本 週 間／10月 1 日～10月 7 日

準備期間／ 9 月 1 日～ 9 月30 日

〈スローガン〉

心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第61回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は7,491人であり、過去最少となっております。しかしながら、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成21年は52.3%に上っています。

このような状況の下、第11次の労働災害防止計画の3年目として、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が着実に取り組み、労働者の健康の確保を図ることが必要です。

特に、我が国における自殺者数が近年3万人を超えており、そのうち約2,500人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が約6割に上っていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずおり、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっております。このため、職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフ、労働者がそれぞれの立場において心の健康の維持・増進に取り組み、労働者の心の健康が確保された職場を実現していくことが重要です。

このような観点から、本年度は、

「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」

をスローガンとして全国労働衛生週間が展開されます。

9月1日から9月30日を準備期間とし、県内すべての事業場において、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動を推進しましょう。

火 薬 協 会

1. 平成22年火薬類による事故

平成22年1月1日から5月31日現在の火薬類の事故発生状況は次のとおりです。

〔Ⅰ〕総括表（取扱・種類別一覧表）

（平成22年5月31日現在）

項 目		事 故 件 数		死 亡 者 数		負 傷 者 数	
取 扱	種 類 別	件 数	計	人 数	計	人 数（重－軽）	計
製 造 中	産 業 火 薬	1	2	0	0	1－0	1－0
	煙 火	1		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	0	2	0	0	0－0	0－3
	煙 火	2		0		0－3	
	がん具煙火	0		0		0－0	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	1	0	0	0－0	2－1
	煙 火	1		0		2－1	
	がん具煙火	0		0		0－0	
がんろう中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
その他事故	産 業 火 薬	1	1	0	0	0－1	0－1
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	2	6	0	0	1－1	3－5
	煙 火	4		0		2－4	
	がん具煙火	0		0		0－0	

〔Ⅱ〕事故一覧

（産業火薬）

製造中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2月4日 13：40	福島県 西郷村	0	1－0	C	簡易射場において、エアバック用インフレータの投射試験（エアバックの試験体を発射し、弾着時の衝撃によりエアバックの正常な開発を試験する）中にインフレータが発火し、エアバックが罹災者を直撃したもよう。
合 計		1件	0	1－0		

その他事故

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	4月7日 9：20頃	福 岡 県 北九州市	0	0－1	C	信号紅炎（船舶用）を廃棄するため、発煙筒処理施設の発火処理部前で、通常の発火手順で発火させ処理施設に投入する作業中、手に持っていた信号紅炎の持ち手部分が破裂して、左ふくらはぎを負傷した。
合 計		1件	0	0－1		

（煙 火）

製造中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	5月19日 11：50頃	静岡県 藤枝市	0	0－0	C	煙火製造工場で、煙火用火薬原料を混合中、何らかの原因で自動攪拌機が爆発し、製造室のガラス窓や屋根が吹き飛んだ。事故当時、室内は同社の安全規則により無人であった。
合 計		1件	0	0－0		

消費中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	1月1日 0：00頃	大阪府 大阪市	0	0－3	C	新年カウントダウンの煙火を觀賞中に風が要因で煙火の残滓が観客3人の眼に入り、3人とも「結膜熱傷」（軽傷）を負った。観客3名は、煙火打揚場所から約200mの場所で觀賞していた。保安距離は100mであった。
2	5月16日 8：00頃	長野県 佐久市	0	0－0	C	祭りの開催を知らせる煙火を打ち揚げていたところ、導火線の火が枯草に燃え移り下草2,000㎡を焼いた。
合 計		2件	0	0－3		

貯蔵中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2月9日 13：58	愛 知 県 名古屋	0	2－1	B	イベント会社の倉庫で、花火の仕分け作業をしていたところ発火し、2名が火傷のため重傷、他1名が軽傷を負った。
合 計		1件	0	2－1		

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成22年度	368	▲20.9%	9,924	▲35.1%	1,002	▲19.0%	47,189	4.0%
平成21年度	465	1.5%	15,300	▲8.3%	1,237	6.9%	45,355	▲0.1%
平成20年度	458	26.2%	16,682	70.7%	1,157	0.8%	45,404	19.2%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

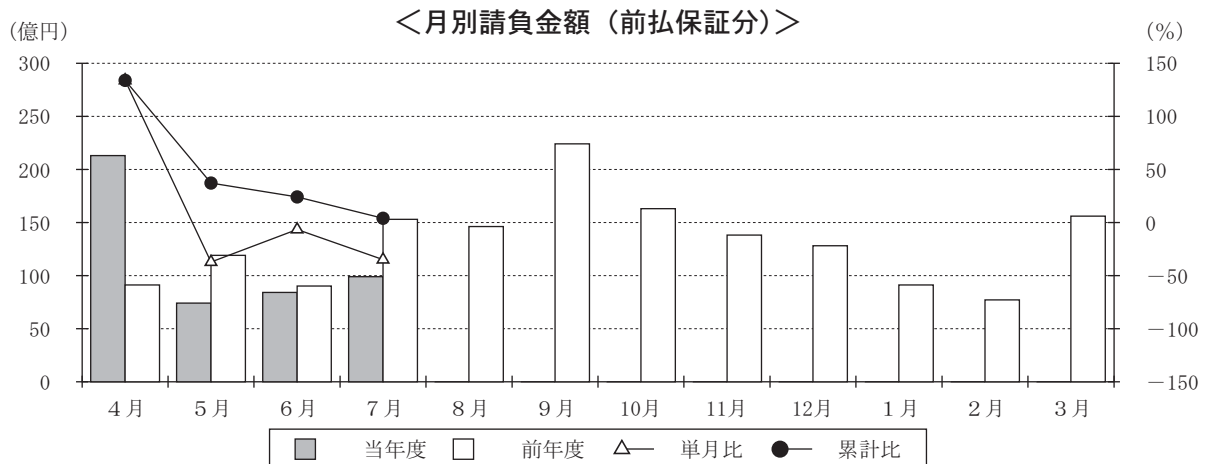
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	19	2,507	▲57.8%	25.3%	74	11,421	▲24.2%	24.2%
独立行政法人等	4	608	▲58.6%	6.1%	32	8,719	48.2%	18.5%
県	118	3,096	59.4%	31.2%	335	12,171	82.6%	25.8%
市 町 村	226	3,691	▲36.1%	37.2%	551	13,026	▲15.6%	27.6%
そ の 他	1	21	▲87.1%	0.2%	10	1,849	▲19.3%	3.9%
計	368	9,924	▲35.1%	100.0%	1,002	47,189	4.0%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	78	2,007	▲42.9%	20.2%	194	10,454	▲8.6%	22.2%
高 岡	4	82	▲84.9%	0.8%	34	718	▲35.7%	1.5%
西 都	24	294	▲50.0%	3.0%	59	1,274	17.3%	2.7%
高 鍋	20	1,890	37.0%	19.1%	46	4,361	▲38.0%	9.2%
日 南	28	920	▲8.1%	9.3%	65	1,524	▲47.4%	3.2%
串 間	15	176	37.9%	1.8%	36	353	▲31.8%	0.7%
都 城	36	528	▲22.0%	5.3%	124	3,477	▲17.5%	7.4%
小 林	35	786	▲29.9%	7.9%	92	7,737	116.6%	16.4%
日 向	64	1,491	47.6%	15.0%	182	8,688	119.8%	18.4%
延 岡	32	965	▲80.0%	9.7%	103	6,352	▲15.8%	13.5%
西 臼 杵	32	779	59.1%	7.9%	67	2,246	13.5%	4.8%
計	368	9,924	▲35.1%	100.0%	1,002	47,189	4.0%	100.0%



2. 下請債権保全支援事業～手形債権保証・買取のご案内～

保証ファクタリング（手形資金化オプション付）

国土交通省 が創設した『下請債権保全支援事業』に基づき、貴社が保有する手形債権の支払を保証・買取するサービスです。手形が不渡となった場合でも、貴社に買戻の義務は生じません。

西日本建設業保証グループ

株式会社建設総合サービス

商品概要

手形保証

- 元請建設企業の倒産等で、保有する約束手形が決済されない場合に備え、当社が保証限度内で**手形債権を保証**します。
- 貴社が負担する保証料に対して、保証料率の**2/3（年率4%上限）**が国より助成されるため、保証料負担の低減が図れます。
- 約束手形1枚ごとにお申込みいただけます。
※根保証方式ではございません。
- 元請建設企業に知られることなく、安心して債権の保全が図れます。

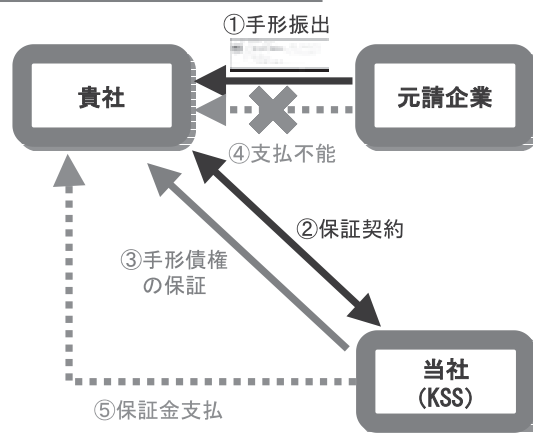


さらに、オプションで、

手形買取

- 手形保証に加えて、手形の資金化を希望される方には、オプションで**保証対象の手形**を当社が**買取（手形割引）**いたします。
※当社所定の審査により、保証対象外となった手形の買取はいたしません。
- 買取料率は**一律2%（年率）**です。

手形保証のスキーム



※当事業の実施期間は平成22年3月1日～平成23年3月31日までとなります。

保証料

保証料率

助成後年率

2.0%～9.0%

利用料

別途、当制度の利用料1.0%（年率）が必要となります。
※当社がお預かりして国に納付いたします。

担保

担保および連帯保証人は必要ありません。

参考：手形保証料のご負担例

【条件例】

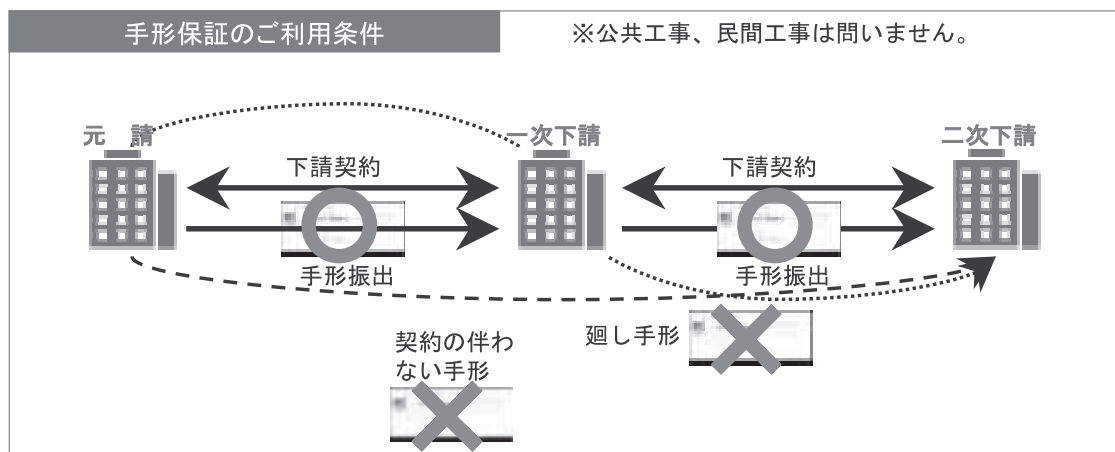
- 保証金額：700万円
- 保証料率：年率8%（助成後：年率4%）
- 保証期間：73日（手形サイト120日）
※保証開始日～保証末日までの日数

- ① 当社の保証料：112,000円
(700万円×8%×73/365)
- ② 助成金額：56,000円
(700万円×4%×73/365)
- ③ 制度利用金額：14,000円
(700万円×1%×73/365)

お客様ご負担額：70,000円（①-②+③）

ご利用条件

保証ファクタリングは、一次下請建設企業等に限らず、二次や三次の下請建設企業等でもご利用いただけます。ただし、廻し手形や契約の伴わない手形等は保証の対象とはなりません。



①制度を利用できる企業

- ・資本金20億円以下または常勤従業員1500人以下の企業
※一次下請企業に限らず、資材納入企業や二次以下の下請企業も利用できます。
※担保および連帯保証人は不要です。

②手形の銘柄（手形振出人）の条件

- ・当該年度または前年度に公共工事受注実績がある。
- ・法的倒産手続き（民事再生等）をしておらず、手形不渡を出していない。
- ・元請建設企業1社当たりの債権保証限度額を超過していない。

③保証の対象となる約束手形

- ・建設工事（公共・民間）にかかる代金支払のために直接の取引先が振り出した約束手形 ※裏書手形（廻し手形）、為替手形は対象外
- ・手形期間（支払日～支払期日）4ヶ月以内、保証期間（保証開始～支払期日）30日以上
- ・保証申込1回の合計額300万円以上、約束手形1枚の額面50万円以上

※その他利用条件は建設総合サービスのホームページ、パンフレットをご覧ください。

●お申込先

(株)建設総合サービス 金融事業部
(貸金業登録大阪府知事(2)第12785号)
電話06-6543-2843
URL <http://www.wingbeat.net>
担当（宮元、芝、槇）

●制度紹介・パンフレット設置場所

西日本建設業保証(株)宮崎支店
電話0985-24-5656

（財）建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済加入促進月間開催間近!!

「労災上乘せ補償から、奨学金まで。」

共済団では、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」で構成する建設共済（法定外労災補償）制度の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施します。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対して、主契約である年間完成工事高契約の補償額の引き上げ、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動、説明会の開催を行います。

《建設共済 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり約2万6千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



キャッチコピーの「労災上乘せ補償から、奨学金まで。」は、本年、建設共済制度創設40周年を迎えるにあたり、今後も労使双方のセーフティネットである建設共済制度に加入することで得られる安心感をアピールすることにより、事業主に「建設共済」への加入を促していきます。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

ココロをつなぐ

建設共済

法定外労災補償制度

安心支える、
大きな力。



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>